

## 松戸市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）の概要

- 1 改正理由： 敬老祝金支給事業は、「多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う」という目的で実施してまいりました。  
高齢化や平均寿命の伸長、財政状況等を踏まえ、過去にも敬老祝金の対象年齢を見直す条例改正を実施しており、平成 31 年度には 88 歳への支給を廃止し、100 歳以上を対象とする制度改正を行っております。今回、対象者を「100 歳」とすることで、制度趣旨の明確化を図るとともに、今後も継続的に「高齢者の長寿を祝う」という本事業を実施できるよう改正するものです。  
人生 100 年時代を迎える中、高齢者であっても役割や生きがいを持ち、活躍していただく地域共生社会の実現が求められており、それに向けた取り組みを推進し、今後、一人でも多くの高齢者に社会で活躍していただくため、広く高齢者の介護予防等の施策を充実していくことが重要となります。このような背景を鑑み、松戸市敬老祝金支給条例について改正を行うものです。
- 2 改正要旨： 敬老祝金の対象者を、100 歳以上の高齢者から 100 歳の高齢者のみとするため、松戸市敬老祝金支給条例の第 2 条を以下のとおり改正します。

| 現 行                                                                                                                         | 改 正 案                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 条 祝金は、当該年度の 9 月 1 日に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者であって、当該年度内に満 <u>100 歳以上の年齢</u> に達するものに支給する。 | 第 2 条 祝金は、当該年度の 9 月 1 日に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者であって、当該年度内に満 100 歳に達するものに支給する。 |

- 3 施行時期：令和 9 年 4 月 1 日予定
- 4 同事業の状況：別紙のとおり
- 5 その他：支給金額 10,000 円、支給月 9 月の変更はありません。
- 6 担当課：松戸市 福祉長寿部 福祉政策課 地域福祉担当室